

## 魚沼基幹病院（仮称）の設置に向けた 新潟県と新潟大学の連携に関する覚書

新潟県（以下「甲」という。）と国立大学法人新潟大学（以下「乙」という。）は、魚沼地域に高度な医療を提供するとともに地域の医療連携・支援を行う拠点として、甲が設置を予定している魚沼基幹病院（仮称）（以下「基幹病院」という。）に関して、次のとおり覚書を締結する。

### （基本的考え方）

- 第1 甲及び乙は、基幹病院において高度医療を提供するために連携・協力して取り組む。
- 2 甲及び乙は、基幹病院の医師確保に向けて連携・協力して取り組む。
- 3 甲及び乙は、基幹病院に地域医療を実践する医師の育成機関としての機能を持たせるために連携・協力して取り組む。

### （具体的な取組）

- 第2 乙は、乙の医学部学生の地域医療に対する理解促進を図るため、基幹病院を臨床実習病院として活用し、甲は、医学部学生を受け入れるための環境整備の支援に努める。
- 2 甲及び乙は、基幹病院において総合診療医等の養成に重点を置いた臨床研修が行えるよう指導医の確保及び研修環境の整備に努める。
- 3 甲及び乙は、互いに連携して、医師としての資質向上及びキャリア形成に資する仕組みを構築すること等により全国から医師を募集するとともに、首都圏大学・病院等と提携する等、基幹病院の安定的な医師確保に努める。

- 4 甲は、基幹病院における地域医療支援策として、医師養成修学資金貸与事業等の活用による医師確保及び医師派遣制度の構築に努める。
- 5 甲及び乙は、基幹病院が設置されるまでの間も引き続き魚沼地域の医療提供体制の確保に努める。
- 6 甲及び乙は、基幹病院の設置に向けた協議を引き続き行う。

本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名の上、各1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 新潟県

新潟県知事 泉 田 裕 彦

乙 国立大学法人新潟大学

学 長 長 谷 川 彰